

議案第56号

和解及び損害賠償の額の決定について

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

- 1 相手方 南風原町在住 A氏
- 2 事件の概要 平成26年7月、南風原町立の学校で生徒がガラス戸にぶつかり割れて、その飛散したガラスの破片で近くにいた生徒（A氏）が負傷した。
令和2年9月、負傷した生徒（A氏）より南風原町に対して慰謝料等の支払いを求める訴訟である。
- 3 和解の内容 別紙のとおり
- 4 損害賠償額 1,000,000円

令和5年9月5日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

（提案理由）

上記事件について、和解し損害賠償の額を決定する必要があるため提案する。

別紙

和 解 の 内 容

那覇地方裁判所より提示された下記の内容で和解したい。

記

- 1 被告は、原告に対し、本件和解金として、100万円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を、令和5年11月30日限り、原告の指定口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
- 3 原告は、その余の請求を放棄する。
- 4 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は各自の負担とする。